

「高森台県有地の活用を提案する市民の会」会則

第1条 (名称)

この会は、「高森台県有地の活用を提案する市民の会」(略称 ; 「市民の会」) という。

第2条 (事務局)

事務局は、愛知県春日井市中央台6丁目10番地19に置く。

第3条 (目的)

春日井市高森台5丁目に位置する愛知県県有地(79,200㎡)の活用について、全体計画(以下、「マスタープラン」という)を行政と市民が一体となって策定し、その実現をとおして、高蔵寺ニュータウンをはじめ春日井市全体の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

1. マスタープランを作成していくために行政との「協議の場」の設定に努める。
2. 市民のアイデアを盛り込んだ会独自のマスタープランを作成し、行政に提案する。
3. マスタープランの具現のために最善を尽くす。
4. この他、第3条の目的実現のために必要な学習活動、情報宣伝活動等を行う。

第5条 (会員)

1. 会員は、本会の目的に賛同して入会した正会員(個人・団体)、賛助会員(個人・団体)の2種とする。
2. 入会を希望する者は、所定の入会手続きをする。
3. 会員は、会則で定めた会費を納入しなければならない。
4. 退会する者は、所定の退会手続きをする。ただし、会費を2年間滞納した者は、退会したものとみなされる。

第6条 (役員)

1. 役員は次のとおりとする。
 - (1) 代表
 - (2) 運営委員(会計を含む) 若干名
 - (3) 監事 2名
2. 役員は、総会において選任する。
3. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 (会議)

会議は次のとおりとする。

1. 総会
 - (1) 総会は、通常総会と臨時総会の2種とし、正会員(個人・団体)でもって構成する。なお、個人・団体ともに議決権は1とする。
 - (2) 通常総会は、年1回開催し、会則の制定改廃、活動計画、予算、役員を選出、その他、この会の運営に関する重要事項の議決、および活動状況の報告、決

算の認定等について審議する。

- (3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または、正会員の2分の1以上の要請があった場合に開催し、緊急を要する重要事項について審議する。
 - (4) 総会の議長は、その都度、出席正会員から選出する。
 - (5) 総会は、正会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。
 - (6) 出席した正会員の過半数でもって可決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
2. 運営委員会
 - (1) 運営委員会は、代表および運営委員によって構成され、この会の目的達成に必要な運営および業務について協議し、執行する。
 - (2) 運営委員会は、毎月1回の定例的に開催する。必要に応じて臨時に開催することができる。
 - (3) 運営委員会の座長は、構成員の互選による。
 3. 専門部会
 - (1) 各分野の専門部会を置く。
 - (2) 専門部会は、希望者あるいは推薦を受けた者によって構成する。
 - (3) 専門部会の部会長は、部員の互選による。
 4. 全体会議
 - (1) 全体会議は、代表、運営委員、専門部会長によって構成され、会全体に関する問題について協議する。事業推進に当たっては、部外者をも交えたワーキンググループを作ることができる。
 - (2) 全体会議は、必要に応じ、随時開催する。

第8条（会計）

1. 経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。
2. 会計年度は、10月から翌年9月とする。

第9条（会費）

1. 会費は、次のとおりとする。

正会員（個人）	年間	1,000円
正会員（団体）	年間	5,000円
賛助会員（個人）	一口年間	1,000円（何口でも可）
賛助会員（団体）	一口年間	5,000円（何口でも可）
2. 会員が納入した会費は、特別の事情がないかぎり返還しない。
3. 会費は、毎年9月末までに次年度分を納入する。

第10条（附則）

前条までに掲げる事項のほか、この会の運営に関し必要なことは別に定める。

この会則は、2012年（平成24年）9月29日より施行する。